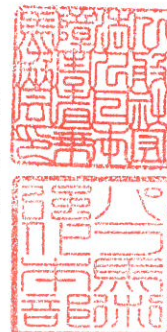


一般社団法人日本障がい者乗馬協会主催・共催事業における
新型コロナウイルス「COVID-19」感染防止予防ガイドライン

2020年8月26日 第1版
一般社団法人日本障がい者乗馬協会
パラ馬術強化本部



本協会及び本部では、主催・共催事業における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を策定し、感染症対策のガイドラインを作成しました。

主催・共催事業のみならず、日々の練習活動においても参考とされます様をお願いします。

合わせまして、公益社団法人日本馬術連盟の「馬術競技会における感染拡大予防ガイドライン」につきましても競技内容が類似する事から、合わせて参考とされます様をお願いします。

記

【基本方針】

1. 公益財団法人日本スポーツ協会の「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、ガイドラインを作成・遵守することで、主催・共催事業に関わる全ての方々の感染を防止し、安全かつ感染リスクを排除した事業を行える様にする。
2. 感染防止のみならず、競技活動が制限される中、事業参加による怪我等の回避を行う為、日々の練習活動における怪我防止策の実施を前提とした事業と位置付け、感染症対策と共に安全な事業遂行を行う。

【怪我防止策】

1. 急激な活動による怪我防止を図る為、毎月の活動記録の提出を実施し、活動記録に基づき事業参加の可否を判断する。
2. 事業開催が最低でも3日となる為、3日間の事業参加が可能か否か各トレーナー等の許可をもって事業参加の可否を判断する。
3. 怪我防止の為、期間的にコンスタントな練習を推奨すると共に、事業実施1カ月前の練習については基本的に週1日以上の実施を前提に、事業参加の可否を判断する。

【感染予防】

1. 事業参加者への感染予防策

- 1) 事業参加時の感染予防については、参加 1 週間前からの体調管理記録を実施し、37°C以上の発熱の有無や喉の異常の有無等、そして行動記録（立寄り記録）が明記された書類の提出により、参加者の健康状態を確認致します。
- 2) また、主催者による感染症拡大防止の対策の応じ、事業終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症または疑わしき症状を確認した場合時の主催者への報告義務や保健所・医療機関も含めた調査等への協力への誓約を事業参加の必須条件と致します。
- 3) 上記は事業参加者全員を対象と致します。
- 4) 日々の練習も含め、事業期間中は下記の実施を依頼致します。
 - ①体調不良時の主催者への報告と事業参加中止
 - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合の事業参加中止
 - ③過去 14 日以内に海外渡航者との接触がある場合の事業参加中止
 - ④マスク、フェースガード等の着用による飛沫防止（騎乗時は除く）
 - ⑤手洗い、アルコール等による手指消毒のこまめな実施
 - ⑥ソーシャルディスタンス（目安：最低 1 m）の実施
 - ⑦大きな声での会話、応援等の禁止
 - ⑧タオル等の共有の禁止

2. 主催側の感染予防策

- 1) 参加者の事前登録により、参加者を特定でき、後追いが出来る体制にて事業を実施します。
- 2) 感染拡大防止の為、大会時の打合せ会・表彰式の未実施、各種連絡事項のネット配信等による密空間の回避を行います。
- 3) 会場内に手指消毒剤を設置致します。
- 4) 対面する場所へのアクリルボードやビニールカーテン等を設置致します。
- 5) 運営者へのマスク、フェースガード等の着用を義務付け化します。
- 6) 運営者のみならず、参加者全員が出来る限り分散して行動できる様なスケジュール立て及び場所の確保を実施致します。
- 7) 事業実施中の集団での飲食を伴う交流、接待を伴う飲食店の利用は自粛して貰います。
- 8) マスク等の用意、マスクや飲食物の廃棄場所についても管理致します。
- 9) 事業実施時に、新型コロナウイルス感染症予防対策委員を設置し、防止策の徹底実施を遂行します。

以上